

原子力防災対策の充実・強化に向けて取り組んでいます

県では、川内原子力発電所に対する県民の皆さまの不安を解消するため、さまざまな取り組みを行っています。
県民の皆さまの安心・安全のために万全の体制をとっていきます。

川内原発から30キロメートル圏内の全市町へ 福祉車両35台が追加配備されます



配備予定の福祉車両(イメージ)



平成28年、九州電力に対し行った、川内原発の安全性の確認や防災対策の強化についての要請を受けて、九州電力では、特別点検をはじめ、地震観測体制の強化として地震計の増設などを行ってきているところです。

このたび、川内原発から30キロメートル圏内の全市町へ計35台の福祉車両が追加配備されることとなったほか、側溝のふたなど避難道路の改善にも着手されることとなりました。

安定ヨウ素剤の事前配布や緊急時の配布方法などを拡充します

安定ヨウ素剤の配布については、県民の方々の安心・安全の視点に立った実効性のある取り組みをできるだけ早く実施していきます。

安定ヨウ素剤の効果は？

安定ヨウ素剤を服用することにより、放射性物質のうち、放射性ヨウ素による内部被ばくを防止する効果があります。



UPZ圏(原発から概ね5～30キロメートル圏)内の住民の方への対応を強化します

●一定の要件に該当する住民の方へ事前配布します

平成30年度から、下記の要件に該当し、希望する住民の方に安定ヨウ素剤を事前配布します。

要件

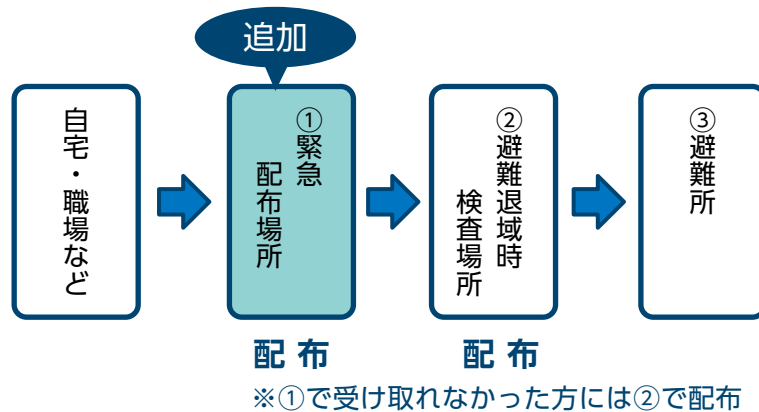
次のいずれかに該当し、緊急時に受け取りに行くことが難しい方

- ① 病気や障害のある方
 - ◆身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - ◆障害年金を受給されている方
 - ◆特定疾患医療受給者証、特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方
 - ◆小児慢性特定疾病医療費の受給対象のお子様
- ② 高齢者のうち災害時に配慮を要する方
 - ◆要介護・要支援認定者、一人暮らし、高齢者のみの世帯
- ③ 乳幼児(未就学児)
- ④ ①～③との均衡上、特に認める方
- ⑤ ①～④の該当者が世帯にいる方



●配布場所を増やします

これまでは避難退域時検査場所で安定ヨウ素剤を配布していましたが、今後はより早い段階で配布するため、避難経路上に緊急配布場所を設置し、配布を行います。



●緊急配布の方法を見直します

避難経路での渋滞を防止するため、安定ヨウ素剤の緊急配布時に必要な書類をあらかじめ住民に配布するなどの方法により、配布時間の短縮を図ります。

PAZ圏(原発から概ね5キロメートル圏)内における対応をさらに充実させます

●平日にも事前配布説明会を開催します

これまで日曜日に開催していた「事前配布説明会」を平日の夜間にも開催します。住民の方が参加する時間を選びやすくなり、安定ヨウ素剤を受け取りやすくなります。

●緊急配布場所の周知を徹底します

原子力災害時、帰宅できない一時滞在者にも安定ヨウ素剤を配布できるよう、防災行政無線、広報車、宿泊施設内の館内放送などで、緊急配布場所などの周知広報を行います。

問い合わせ先 県庁薬務課 ☎099(286)2804

原子力災害時の医療体制を強化しました

平成29年11月1日付けで、鹿児島大学病院を「原子力災害拠点病院」に指定しました。これにより、原子力災害時に救急医療や被ばく医療の提供が受けられる体制が強化されました。



鹿児島大学病院

「原子力災害拠点病院」とは？

原子力災害時において、放射性物質による汚染の有無にかかわらず傷病者などを受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療を行うことができる病院です。

●「原子力災害拠点病院」の主な要件

- ① 救急医療、被ばく医療の体制などがあり、専門的な知識および技能を持った医師などを配置し、必要な施設および設備などを備えていること
- ② 原子力災害の知識を持った医師などの「原子力災害医療派遣チーム」を保有していること



問い合わせ先 県庁地域医療整備課 ☎099(286)2693

防災に完璧や終わりはありません。
引き続き、川内原発の防災対策の充実・強化に全力で取り組んでまいります。

問い合わせ先 県庁原子力安全対策課 ☎099(286)2377